

どこまで似ていて大丈夫？ 学園祭のポスター

【物語編】

カフェ。学園祭実行委員となった3人が打ち合わせを行っている。
PCや資料を確認する3人。

葵、少し焦りながら。

葵「うーん・・・なかなかいいアイデアが浮かばない！ ポスター案の締め切りは来週なのに！ みんなはちゃんと考えてるの？」

学園祭のテーマ「雲外蒼天」で決定！のチラシを手にする。

香澄「今年の学園祭テーマは『雲外蒼天』か・・・この試練を乗り越えられれば、青空のしたの楽しい学園祭が待っているのかなあ。」

直哉、閃いた表情で。

直哉「あっ！ 『雲外蒼天』ってさ、鬼を退治するあの漫画のキャラクターが言いそうだよね。あのキャラをポスターに登場させて、吹き出しで『雲外蒼天』っ・・・ってのはさすがにダメか・・・」

葵「キャラクターがダメなら、刀とか衣装とか、部分的なものをさりげなく使うってのはどう？ モチーフだけを借りてくるというか。」

香澄「モチーフか・・・もっと別の角度から何かないかな・・・」

パソコンに向かって検索

香澄「うんがい・・・そうてん・・・」

検索した画像を見ながら

香澄「この青い空と草原の写真、「雲外蒼天」って感じがするかも。こんな写真に大学のマスコットキャラクターを載せて・・・」

葵、閃いた表情で。

葵「いいこと思いついた！ 大学のマスコットキャラクターに、その漫画に似た着物を着せるってのは？ キャラクターを直接使ってるわけでもないから、それは大丈夫なんじゃない？」

直哉「俺のせいだけど、頭の中がすっかりあの漫画になってない？ でも、はやりの漫画をモチーフにした作品とかって、ネットでもよく見かけるよね。あれって著作権的にどうなんだっけ・・・」

香澄「大学のマスコットキャラクターとか、大学のエンブレムとか、そういうのも勝手に使っているのかな。学園祭のポスターなら大丈夫？ なんかルールありそう・・・」

首をひねり天を仰ぐ3人

【解説編】

カフェ。

天の声・女性「みなさん悩んでいますね。漫画やアニメ、写真など他人の著作物を利用するには、著作権者から許諾を得ることが必要ですよ。」

直哉「さすがに僕らもそのあたりはわかっていますよ！ ネットで見つけた作品とかをそのまま使うというような迂闊なこともやりません！」

天の声・女性「そうですね。漫画やアニメのシーンなどをそのままポスターに使うと複製権の侵害になります。そのため、もしポスターにそれらを使いたいのであれば、著作権者に許諾を得る必要があります。

有名な漫画など、よく知られた著作物の場合であっても、著作権者の意向や、著作物の利用用途によっては許諾がもらえるケースも考えられます。

作品のクリエイターも皆さんがそれを使ってくれることを喜んでくれるかもしれません。

本当に皆さんがその著作物を使ってみたいと考えるのであれば、著作権者に問い合わせをしてみるのがよいでしょう。」

直哉「漫画の場合、作者に直接問い合わせることになりますか？」

天の声・男性「漫画好きの私が説明しましょう。インターネットで作品を発表しているようなクリエイターの場合には、そのような方法がとれるでしょう。雑誌に掲載されている漫画などの出版物の場合では、出版社が窓口になるケースが多いようです。出版社のサイトには著作権に関する問い合わせ先が記載されていますのでそれを確認してください。

文化庁の『著作物の正しい利用方法』のページにはいろいろな著作権関係団体の窓口も案内されていますので、確認するとよいですよ。」

直哉「漫画やアニメのシーンをそのままコピーして使うのではなく、そのシーンを元に、イラストが得意な人が新たに書くような場合はどう考えればよいですか。」

天の声・男性「イラストが得意な人が手書きした場合であっても、他者の著作物を元にしており、その作品から元の著作物の表現上の本質的な特徴が直接感得できる程度に類似している場合は、著作権者からの許諾が必要と考えられます。」

直哉「表現上の本質的な特徴が直接感得できる程度に類似」ですか…

天の声・男性「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、変更などを加えて新たに創作的に表現する行為は「翻案」とされます。著作権者はその著作物を翻案する権利を専有していますので、許諾が必要となるのです。」

葵「刀とか衣装だけ使うというのは？」

天の声・男性「さほど特徴がなく、似た表現が多く存在するような程度の小道具や衣装が類似するだけであれば、「表現上の本質的な特徴」に該当するとは考えにくく、著作権の観点では問題にならないかもしれませんが。ただし、『セリフや小道具などでその漫画を想起してしまうような場合、その

漫画との関係性を誤認する可能性がある』として、使用に際しては許諾が必要という見解を出している出版社もあります。」

葵「大学のマスコットキャラクターとかエンブレムの利用についてはどう考えるのがよいですか？学園祭は大学のイベントなので、使ってもよいですよね？」

天の声・女性「大学のマスコットキャラクターやエンブレムについては、大学がポリシーや規約、ビジュアル・アイデンティティなどを定めて、運用しているケースがほとんどです。大学のルールを調査するか、担当の部署に相談に行くのがよいと思いますよ。」

香澄「学園祭での利用だから多分許可はとれるのだろうけど、大学の品位を落とすような使い方だと注意されるかもしれないわね。」

天の声・女性「現在では特にインターネット上で他者の著作物を利用した様々なものが見られるようになっています。残念ながらこれらの中には著作権を侵害しているものも多数あるようです。デジタル技術によって他者の著作物を簡単に手に入れられるようになっていますが、その利用は慎重に行うように心がけましょう。」

葵・直哉・香澄「はい！わかりました。」